

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

年末年始の休業

お知らせ

場所の除雪などのご協力を
お願いします。

○10トン車
1台6,600円のうち
3,300円

ごみ収集業務

ごみ収集業務及び廃棄

物処理場は、12月31日
(木)から1月5日(火)まで
休みとなります。

また、名寄地区広域最
終処分場については、12
月31日(木)から1月3日
(日)まで休みとなります。

お問い合わせ

税務住民課
住民生活グループ

☎4-2511
内線118

★4-251103

お知らせ

自主排雪支援事業のお知
らせ

お知らせ

12月のし尿収集業務は
22日(火)で終了となり、
1月3日(日)まで休みと
なります。

年内に収集を希望され
る人は必ず12月21日(月)
までに忘れずお申し込み
ください。この日以降の
申し込みについては、年
明けの6日(水)以降とな
りますので、ご理解の程
よろしくお願ひいたします。

■補助内容

排雪ダンプに係る費用
の一部を助成します。

個人や公区、班などの
営利を目的としない人や
団体が、宅地内や私道など
の排雪作業を町が指定
する業者へ依頼した場合、
その費用の一部を助成し
ます。

■利用回数

1シーズン2回まで。
(1回あたり5台分を限
度とします)

■指定業者

・下川運輸株式会社

☎4-2531

・下川建設興業株式会社

☎4-2597

■補助金額

○生ごみ処理機
購入費の1/3以内で、
上限20,000円

■申込み・お問い合わせ

下川町内在住で、町内小
売店から購入される人

税務住民課
住民生活グループ

☎4-2511内線118
★4-251103

お知らせ

冬の時期、生ごみの処理
にお悩みの人

○コンポスト容器
購入費の1/3以内で、
上限2,000円

なお、冬期間の作業が
円滑に進むよう汲み取り
ます。

■助成額

○6トン車
1台5,500円のうち
2,750円

■お問い合わせ

建設水道課
建設・水道グループ
窓口(税務住民課)にも
備えてあります。

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。(敬称略)
10月16日～11月15日受領分

・下川町に
ふるさとづくり事業として
南 恵子(札幌市)

一般事業として
桜木 幹泰(札幌市)

・あけぼの園に
福内 良治
蓑島 富男
清水 三郎

・山びこ学園に
前澤 弘(名寄市)
品地 和彦(上名寄)
藤原 一行(上名寄)

・社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
錦町 中川久美子(亡母)

福祉のために
梅坪 龍雄(緑町)

【インターネットで確定申告「e-Tax」のご利用について】

e-Tax（インターネット）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用してできるパソコンで、確定申告等の手続きができるシステムです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成センター」で、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額が自動計算され、所得税等の確定申告書が税務署に出掛けることなく、自宅で簡単に作成することができます。作成した確定申告書は、印刷して郵送等により提出できるほか、そのままe-Taxで送信することができます。

ご利用の際は、本人確認が必要のため、マイナンバー（個人番号）カードに組み込まれている「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」の

取得や、カードを読み取るための「ICカードリーダライタ」をご自身でご用意していただく必要があります。

なお、マイナンバーカードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う際に交付が受けられない場合がありますので、お早目にお手続きください。

また、平成31年1月から、e-Tax普及のための暫定的な対応として、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない人向けの「ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）方式」による利用手続きもできるようになります。他にも、給与収入がある人や年金収入、副業等の雑所得がある人等は、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で確定申

更に、令和3年1月から順次、e-Taxが便利になる機能も追加される予定です。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

ホームページを「<http://www.e-tax.nta.go.jp>」操作に関する詳しいこ

とは、e-Tax・作成コーナーへ「<http://www.e-tax.nta.go.jp>」で問い合わせください。

☎ 0570-01-5901

月15日（月）です。

確定申告書等に係るマイナンバーの記載のポイントは、次のとおりです。

①令和2年分の申告書に納税者のマイナンバーを記載して提出します。

②納税者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者等や扶養親族、事業専従者等のマイナンバーについても、記載が必要です。



【平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です】

（住民税申告についても同様）

令和2年分の所得税等

3年2月16日（火）から3

はマイナンバーが記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書」+「運転免許証等の写真付身分証明書の写し等」

はマイナンバーが記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書」+「運転免許証等の写真付身分証明書の写し等」

※控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者が控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを確認してください。

③申告書を提出する際には、番号法に定める「番号確認」と「本人確認」のため、次いづれかの書類の添付が必要です。（e-Taxご利用の場合、書類の添付は不要です。）

●納税者のマイナンバー添付は不要です。

●納税者の写し
カードの写し
納税者の「通知カード」の写し（令和2年5月25日での廃止以後、記載情報と現況に相違がないものに限る。）又

★4-251103
☎ 4-12511
内線114
税務・収納グループ
税務住民課

■お問い合わせ

【所得税等の還付申告について】

給与等から源泉徴収された所得税等額が年間のことによって所得税等が還付されます。

町では、令和3年1月18日（月）から役場税務住民課窓口で受け付けしますので、なるべく早目の申告をおすすめします。（還付申告をする際は、源泉徴収票、印鑑、振込先を確認できるものを忘れずに持参してください。）

また、国税庁のホームページでは、画面の案内にしたがって金額等を入れることにより、税額等が自動計算され所得税等申告書等を作成することができます。（郵送で提出することができるのでご利用ください。

明細書は、税務住民課税務・収納グループ窓口

※税制改正により、国税関係手続の簡素化が図られ、平成31年4月1日以後の確定申告書等の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました。

ただし、確定申告書等には、源泉徴収票等の内容の記載が必要であり、また、下川町や名寄税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【医療費控除】

令和2年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合、次の計算式によつて計算した金額を所得額から控除することができます。

なお、医療費控除を受けるには、医療機関等との支払額等を集計する「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です。）

で配付しているほか、国税庁ホームページから様式をダウンロードして使用することや、「確定申告書等作成コーナー」で「医療費控除の明細書」を作成し、申告することができます。

「医療費控除は、領収書の提出では受けられません」

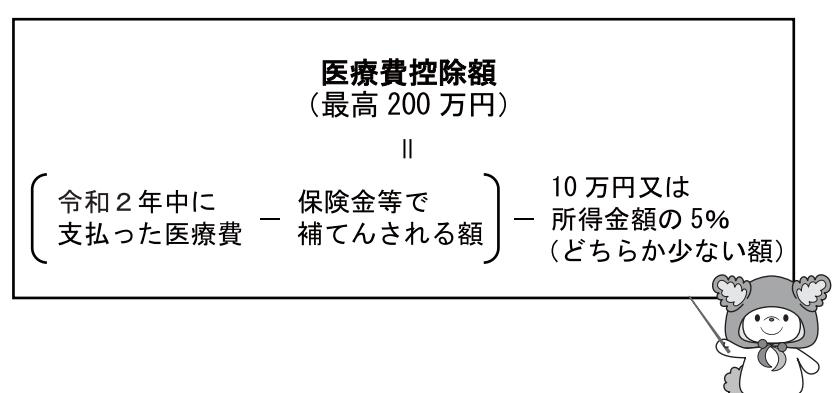
平成29年分の確定申告

から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】

令和2年中に支払った医療費（特定一般用医薬品等）の購入費が一定の金額以上ある場合において、その年中に健康の保持増進及び疾病的予防への取組として一定の健康診査や



予防接種等を行っているときには、医療費控除との選択により、次の計算式によつて計算した金額を所得額から控除することができます。
なお、医療費控除の特例を受けるには、医薬品を購入した薬局やドラッグストア等の名称ごとに、購入した医薬品の名称や支払額等を集計する「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となります。また、適用を受ける年分で健康診査や予防接種等の一定の取組を行つたことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。
明細書は、税務住民課税務・収納グループ窓口で配付しているほか、国税庁ホームページから様式をダウンロードして使用することや、「確定申告書等作成コーナー」で「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、申告することができます。

平成29年分の確定申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。

例として、新築住宅を取得した方の適用要件は、次の通りです。一定の要件を満たす住宅耐久性向上改修工事、耐久性向上改修工事をしたとき、認定住宅の新築等をしたときで引き続き居住していること

セルフメディケーション税制は、領収書の提出では受けられません。

**セルフメディケーション税制の控除額
(最高8万8千円)**

||

$$\left(\text{令和2年中に支払った医薬品購入費} - \frac{\text{保険金等で補てんされる額}}{\text{ }} \right) - 1\text{万}2\text{千円}$$



※医薬品購入費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

詳しくは、確定申告については、国税庁ホームページ、住民税申告については、総務省ホームページをご覧ください。

【マイホームの取得等と所得税の税額控除】

- ②合計所得金額が3千万円以下であること
- ③住宅の床面積が50m²以上であり、床面積の2分の1以上が自己の居住用であること
- ④銀行等の金融機関、住宅金融支援機構等に対する住宅ローン等を10年以上にわたり分割で返済していること
- ⑤令和2年4月1日以後に譲渡した場合・入居した年とその前2年・後3年の計6年間(令和2年3月31日以前に譲渡した場合)…その前後2年ずつの計5年間に、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けていないこと

震改修をしたとき、バリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事、耐久性向上改修工事をしたとき、認定住宅の新築等をしたときで計算した金額を、所得は、それぞれ所定の方法で計算した金額を、所得税額から控除する「住宅耐震改修特別控除」、税額から控除する「住宅建築等特別税額控除」、耐震改修特別控除又は「認定住宅新築等特別税額控除」の適用を受けることができます。

※税制改正により、消費税率10%が適用される住宅の取得(特別特定取得)をして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けていないこと

■お問い合わせ 税務・収納グループ
☎ 412511内線1114

詳しいことは、国税庁ホームページ、国土交通省ホームページをご確認ください。

運転免許証更新時講習 (12月3日から1月7日まで)

名寄文化センター会場

- 違反運転者講習(2時間)
12月17日(木)午後2時
- 一般運転者講習(1時間)
12月3日(木)午後2時
12月10日(木)午後5時30分
1月7日(木)午後2時
- 優良運転者講習(30分)
12月3日(木)午後1時
12月10日(木)午後7時
12月17日(木)午後1時
1月7日(木)午後1時

31日までの間に入居した場合には、控除期間が10年から13年となり3年間延長されます。

また、住宅ローン等を利用しない場合であっても、既存住宅について一定の要件を満たす住宅耐

【低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設】

税制改正により、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生の予防を図るため、特例措置として、本制度が新たに創設されました。

本制度は、個人が、都市計画区域内にある土地（以下「低未利用土地等」といいます。）で、譲用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下「低未利用土地等」といいます。）で、譲り受けた年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡（取引額の合計が500万円以下）を、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間にした場合で、一定の要件を満たす場合は、確定申告することにより、売主の長期譲渡所得を100万円控除することができます。

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごと
生活・仕事相談をお受けします

お知らせ

内線225
☆4-251106
☎01654-2-2157

■その他

いただいた相談内容に
関して、後日センターカ
ラ電話連絡することがあ
ります。

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごと
生活・仕事相談をお受けします

内線225
☆4-251106
☎01654-2-2157

■お問い合わせ

いただいた相談内容に
関して、後日センターカ
ラ電話連絡することがあ
ります。

内線114
☎4-2511
税務・収納グループ
建設水道課
内線254
☎4-2511
建設・水道グループ
内線254
☆4-251103
内線114
☎4-251103
税務住民課
内線114
☎4-251103
税務・収納グループ
建設水道課
内線254
☎4-251106
名寄税務署
内線254
☎4-251106
旭川市豊岡1条2丁目
〒078-18231
1-16
FAX
メー
ル
anshin@kamikawa19.hok
aido.jp

確定申告に必要な、本制度の低未利用土地等確認書に係る業務は、町建設水道課にて行つておりますので、ご不明な点はお問合せください。
詳細については、国税庁ホームページ、国土交通省ホームページをご確認ください。

（生命に関わることや緊急を要すること）などについてご相談ください。
左記実施主体あてに直接ご本人から電話またはメールで相談してください。
電話での相談時間は、午前9時から午後6時までです。

■相談料 無料

自立相談支援事業所「みかわ生活あんしんセンター」

第3回 雪印メグミルク杯 ジュニアジャンプ下川大会



昨年に引き続き、今年も開催いたします！
この大会は、雪印メグミルク株式会社の協力により、ジュニア選手育成を大きな目標として行います。子どもたちがジャンプを始めるきっかけになれば最高！初心者大歓迎です。

■日 時 12月28日（月）午前9時30分 競技開始

■場 所 下川町スキー場
◎下川シャンツェ

■お問い合わせ

雪印メグミルク杯ジュニアジャンプ
下川大会事務局
(教育委員会 生涯スポーツグループ内)
☎4-2511 内線515
☆4-251111

■応募・お問い合わせ

自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所
☎01654-2-3921

※受験申し込みは役場総務課でも対応いたします。

☎4-2511 内線225 ☆4-251101

※コロナウイルスの状況次第で日程・会場が変更する場合があります。